

## 令和 8 年度診療報酬改定に伴う当院の施設基準、加算点数について（2026 年 6 月 1 日改定）

### 1. 電子的診療情報連携体制整備加算（初診時に 9 点、再診時 2 点（各月 1 回）算定します）

- ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整えています。
- ・本加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が 30%以上です。
- ・マイナポータルの医療情報に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ・電子処方箋発行体制を整備しています。
- ・厚生労働省が指定する条件を満たす電子カルテシステムを有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスは今後実施予定です。

### 2. 外来感染対策向上加算（月に 1 回限り 6 点算定します）

院内感染予防対策として以下の取り組みを実施します。

- ・感染管理者（院長）が中心となり、職員一同感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の考え方や関連知識の習得を目的に年 2 回研修会を実施しています。
- ・高感染性の感染症が疑われた場合には、一般診療と導線を分けたり、時間を分けたりする対策を行っています。
- ・標準感染予防対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを作成して全職員が感染対策を推進しています。
- ・感染対策に関して所轄医師会、所轄総合病院と連携体制を構築し、定期的にアドバイスを受けています。
- ・受診歴の有無に関わらず、電話にて予約いただき発熱患者さんを受け入れます。

### 3. 発熱患者等対応加算（月 1 回 20 点算定します）

発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんに対して、適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合に算定します。

### 4. 一般名処方加算

後発医薬品がある薬剤について有効成分の名前で処方した場合に算定されます。

- ・一般名処方加算 1；8 点 処方薬剤すべてが一般名で処方されている場合
- ・一般名処方加算 2；6 点 処方薬剤のうち 1 品目でも一般名で処方されている場合

### 5. 外来ベースアップ評価料（I）加算

（初診時 23 点、再診時 6 点、2027 年 6 月から初診時 40 点、再診時 10 点）

- ・職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局に届出て、算定します。